

光化学オキシダントに係る環境基準の改定について

資料6-1

令和8年1月30日 環境省告示第8号

適用日：令和8年（2026年）4月1日

【改定前】

環境上の条件	環境基準達成の判断	測定方法
1時間値が0.06ppm以下であること。	○短期： 昼間(5時～20時)の時間帯における1時間値の最高値 ○長期：－	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法



【改定後】

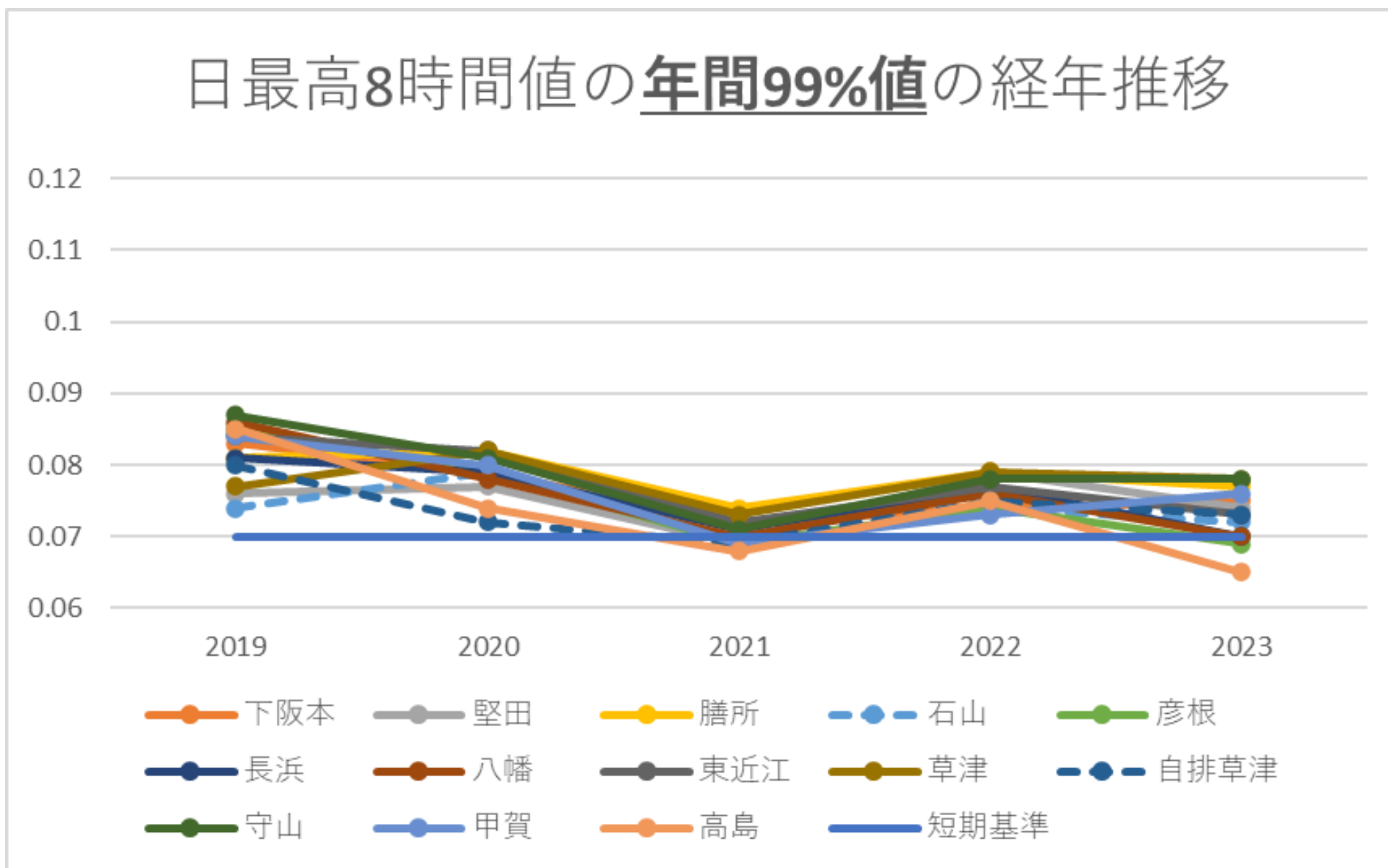
環境上の条件	環境基準達成の判断	測定方法
オゾンとして 、 8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	○短期： 日最高8時間値の年間99%tile値 ○長期： 日最高8時間値の1年平均値	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

長期の基準が新たに設定

備考：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

◆この改定を受けて、過年度の測定データを用いて試算したところ、直近5年間では短期基準または長期基準のどちらかを達成する局はあったが、環境基準達成となる局はなかった。

(参考) 見直し後の環境基準に照らした県内の状況の試算 (短期基準)



(参考) 見直し後の環境基準に照らした県内の状況の試算 (長期基準)

